

入札説明書に関する説明会 議事概要

【日 時】平成18年5月8日(月)午後2時00分～午後2時25分

【場 所】三田共用会議所 講堂

【議 事】

1. はじめに
2. 今後のスケジュール
3. 入札説明書について
4. 事業契約書(案)について
5. 質疑応答

【概 要】

1. はじめに

それでは、定刻になりましたので、これより「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業」入札説明会を開催いたします。

本日は、5月1日に公表いたしました入札関係資料につきまして、前回からの変更点を中心にご説明させていただきまして、その後、質疑等がございましたら、適宜受付させていただきますようお願いしております。

所要時間は概ね30分程度を予定しております。

それでは、まずはじめに、本事業の責任者である、手塚矯正調査官からご挨拶を申し上げます。

【挨拶】

皆さま、本日はお忙しい中、「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業」の入札説明会にご参加いただき誠にありがとうございます。本日は、5月1日に公表いたしました入札説明書の内容につきましてご説明させていただきたいと思っております。その後、皆さまからのご質問、あるいは、ご意見がございましたら、承りたいと思っております。限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

さて、本事業につきましては、昨年10月31日に入札公告を行いまして、2つのグループから入札の参加表明がございました。

しかしながら、皆様既にご存知だと思いますが、防衛施設庁における談合事件において、それぞれのグループの構成企業に対して指名停止措置が講じられたため、両グループが競争参加資格を失ったことから、本件入札は不調となっております。

そこで、今般、再度入札公告を行うこととした次第でございます。本年10月31日には落札者を決定する予定ですが、施設の設計・建築及び運営の準備に要する期間を勘案いたしますと、当初計画どおりに収容を開始することは現実的に不可能であることが

ら、収容開始を平成20年10月に延期することいたしました。

今回の入札不調は、国が示しました要求水準が高すぎたため入札参加者がいなかったことによるものではなく、「指名停止を受けていないこと。」という入札への参加資格を喪失したことによるものですので、今回の再度入札におきまして、入札条件や要求水準、事業者選定基準等に変更しておりません。主に、開札及び運営開始時期が半年遅れたことに伴う技術的な修正にどどまっております。具体的な変更点につきましては、後ほど担当の方からご説明させていただきます。

私共といたしましては、皆さま民間企業のノウハウを本事業に存分にいかしていただき、効率的かつ効果的な刑務所の整備・運営を実現したいと考えております。皆さまにおかれましては、本事業への参画について、積極的に御検討いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

2. 今後のスケジュール

それでは、入札関係資料の説明に移ります。まず最初に、今後の入札スケジュールについて、ご説明いたします。

本事業の入札手続きに係る今後のスケジュールについて、ご説明いたします。入札関係書類につきましては、本年5月1日に法務省のウェブサイト上で公表されており、必要な資料につきましては、皆様各自持参されているものと思います。

入札説明書3ページをご覧ください。3ページの「イ 今後のスケジュール」をご覧ください。これに基づきまして今後のスケジュールを簡単にご説明させていただきます。まず、本日の議事につきましては、その概要を5月15日に法務省のウェブサイト上で公表する予定でございます。

また、本説明書に関するご質問等につきましては、本日も受け付けるわけでございますけれども、メール又はファックスにて本年5月15日まで受け付けさせていただきます。先ほど矯正調査官の方から申し上げましたとおり、入札条件や要求水準、事業者選定基準等に大きな変更はありませんので、ご質問の際には、すでに公表しております、前回入札公告時の入札説明資料に関する質問回答を、前回も法務省のウェブサイト上に掲載しておりますので、これをご確認の上、ここで質問されていないものをご提出いただければと考えております。いただきましたご質問に対する回答は5月22日に公表する予定でございます。

競争参加資格の確認の受付につきましては、6月26日から7月25日までの1箇月間を予定しております。今回、受付期間を長めに設定いたしましたが、これにつきましても、少しでも多くの企業の皆様に本事業への参画をしていただくべく、十分な検討の期間を設けるという趣旨でございます。競争参加資格の確認結果については、8月1日に行いたいと思っております。これは各グループの皆様に文書で通知するとともに、競争資格を確認したグループにつきましては、法務省ウェブサイト上で公表する予定でございます。

入札書と第2次審査資料の提出は9月22日までを予定しております。提出部数等につきましては、前回入札公告時から変更はございません。第2次審査資料の内容について、「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定委員会」によるヒア

リングを10月上旬に実施することを予定しております。日時等につきましては、確定し次第、入札参加者の皆様にお知らせする予定でございます。

続きまして、開札と落札者の決定でございますが、10月31日を予定しております。落札者の決定後、速やかに基本協定を締結いたしまして、落札者におきましてはSPCを設立していただきまして、12月上旬にはSPCと事業契約を締結する予定です。その後、施設の設計・建築、そして運營業務実施のための諸準備を行いまして、平成20年10月1日、当初予定よりも半年後になりますけれども、この10月1日に運営を開始したいと考えております。

なお、事業開始予定日が当初計画から半年遅れることとなるわけでございますけれども、事業の終了日は当初計画と同じ、平成38年3月31日となっております。

以上で、今後のスケジュールについてご説明いたしました。

3. 入札説明書について

続きまして、入札説明書の内容について、ご説明いたします。

この中で、変更点で一番大きなところは、今後の入札スケジュールのところでございます。その他の修正部分についてご説明いたします。

【入札説明書 5ページ】

まず、入札説明書5ページの「(2)構成企業及び協力企業に共通の資格参加要件」の工をご覧ください。構成企業と協力企業が指名停止措置を受けていない期間につきまして、従前は、第一次審査資料の提出期限の日から開札までの間としておりましたが、第二次審査資料の提出期限の日から開札日までの期間は国の審査期間でございますので、係る期間まで入札参加者に競争参加資格を有させるのは酷であろうと考えまして、今回入札では、第一次審査資料の提出期限の日から第二次審査資料提出期限までの期間、指名停止の措置を受けていないことを要件としております。

【入札説明書 14ページ】

次に、14ページをご覧ください。「8 本説明書に対する質問」をご覧ください。従前は、本説明書に対する質問につきまして、実施方針に記載があって本説明書に記載がない事項に関する質問の受け付けておりましたが、今回は、実施方針になんら変更点はないので、質問は本説明書に記載のある事項についてのみ受け付けさせていただきます。その場合であっても、先ほど申し上げましたとおり、前回の入札公告時に受け付けた質問に対する回答については、法務省ウェブサイト上で閲覧できるものでございますので、その内容をご確認の上、これにないものについて質問いただければと思っております。

なお、入札説明書の付属資料の中で、基本協定(案)については、今回、公表しておりません。これは、前回から修正がないという趣旨ではございません。本年5月1日に新会社法が施行されたことに伴いまして、SPCの要件をどのように規定するか現在当方において検討中のためでございます。近日中には公表したいと考えておりますけれども、基本協定書に係る質問等に対する受付期間については、別途御連絡したいと思っております。

おります。

【入札説明書 17ページ】

次に17ページをご覧ください。「14 入札の無効」の「(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札」をご覧ください。先ほど御説明いたしましたとおり、指名停止措置を受けていない期間を第一次審査資料の提出期限の日から第二次審査資料提出期限までの期間と明示したことによる変更を行っております。

次のページの「落札者の選定方法等」の「(2) 落札者の選定体制」についてご覧ください。事業者選定委員会につきましては、学識経験者である委員、もうお名前が出ているところでございますけれども、委員につきましては引き続き委員をお願いするところでございます。国の職員である委員につきましては、本年4月に定期の人事異動がありましたので、若干の修正はしております。

その他、文言の細かい「てにをは」等、文言の修正をしている箇所が何箇所かありますが、いずれも文意を明確にするための技術的修正でございますので、内容等につきましては変更はございません。

以上で入札説明書の内容についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、入札説明書の付属資料について、ご説明いたします。

入札資料のうち、施設整備・維持管理及び運営に係る要求水準書につきましては、前回公告時から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

また、記載要領・様式集、事業者選定基準につきましてもやはり変更点はございませんので、これについても説明は割愛させていただきます。

4. 事業契約書(案)について

事業契約書につきましては、運営開始日の変更や会社法の全面改正に伴います若干の変更等がございますので、今からご説明させていただきます。

【事業契約書 6ページ】

それでは、まず、事業契約書案の本則について、ご説明させていただきます。事業契約書案の本則の6ページの第2条第39号をご覧ください。本件は、運営開始予定日の定義付けでございますけれども、先ほどご説明しておりますように、運営開始予定日が半年遅延したことによる修正をしております。

【事業契約書 9ページ】

次に、9ページの第9条をご覧ください。条見出しとしては「本件土地取得の遅延」というところがございます。これにつきましては、国による工事予定地、今の事業予定地ですけれども、この取得が遅れた場合についての規定ですけれども、現時点の段階で土地の取得は本年9月末ころを予定しておりますので、本件工事に特段の影響はないかと思っております。落札するのが本年の10月でございますので、多分工事が始まるのが来年の

3月、4月ころだと思いますので、既に国として土地を取得している後ということになるかと思いますが、ただ、あくまで予定でございますので、念のため事業契約書案にはこの形で本条を残させていただいております。これもまた、土地の取得状況につきましては、入札参加者の皆様には、ご報告したいと思っております。

【事業契約書 14ページ】

次に、14ページの第21条をご覧ください。条見出しが「町道付け替え工事」となっておりますけれども、これは浜田市の「市道」の誤りです。後日修正させていただきますけれども、この「市道の付け替え工事」の話でございます。この市道につきましては、現在、既に付け替え工事を行っているところと聞いております。このまま順調に工事が進めば、本年8月末には完成するというところでございます。ですから、市道の付け替え工事の関係で本件工事に影響が生じることはないと考えておりますけれども、これにつきましても、あくまで予定でございますので、事業契約書案には本条を残しております。この付け替え工事の状況につきましても、随時入札説明会の参加者の方にはご説明したいと思っております。

【事業契約書 37ページ】

続きましては、次に37ページの第95条をご覧ください。条見出しが「計算書類の提出」となっているものでございます。これは、先ほど申し上げました本年5月1日に会社法が施行されたことに伴う技術的な修正です。

事業契約書案の本則についての修正点は以上でございます。

続きまして、モニタリングと改善要求措置要領について説明いたします。別紙13の「モニタリング及び改善要求措置要領（案）」をご覧ください。

【モニタリング及び改善要求措置要領 3ページ】

まず、3ページの「2 減額の種別及び減額金額」をご覧ください。初年度における罰則点の蓄積に基づくPFI事業費の減額については、これを行わないことと、これは従前と変更等はありませんけれども、その趣旨を明確化するために、一部加筆をしております。

【モニタリング及び改善要求措置要領 4ページ】

次のページの「(2) 事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額」でございますけれども、これにつきましては「(1) 事業者の債務不履行による違約金」の場合、これは違約金でございますので、それで賠償金額を限定する趣旨になりますけれども、罰則点の蓄積に基づく減額の場合には、要求水準に達していないことに応じてPFI事業費を減額するだけのことでございまして、それにより別途損害が発生した場合には、減額とは別であることを明確化しております。これも従前の考え方と変わるところはございません。

モニタリングのところについては、以上でございます。

最後に、「PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定(案)」,別紙14でございますけれども、こちらをご覧ください。

【PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定 1ページ】

まず、最初のページ「2 PFI事業費の支払方法」の「(1)支払方法」をご覧ください。PFI事業費の支払時期については、維持管理・運営開始期間が半年延期したことに伴いまして、支払回数が72回から70回となっております。第1回目の支払月は平成21年1月でございます。最終の支払月に変更はございません。各回の支払額は同一額を原則とすることは従前と変わっておりません。

【PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定 2ページ】

次のページをご覧ください。「3 PFI事業費の改定」の「(1)初期投資の資金調達に伴う利息相当額の金利変動に伴う改定」でございます。基準金利の改定時期でございますけれども、国の予算要求の関係もあり、従前のものから変更しておりません。

【PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定 5ページ】

続きまして5ページをご覧ください。「6 入札価格と落札価格の関連」の部分でございますけれども、初期投資の資金調達に伴います利息相当額の算定基準日でございますけれども、入札時には今回の入札公告を行いました5月1日を基準としたいと考えております。

契約書関係の修正点は以上でございます。

5. 質疑応答

前回から大きく変わった部分について説明は以上でございます。

それでは、入札関係資料の内容等につきまして、ご質問などございましたら、挙手願います。

また、ご質問される場合には、最初にお名前と所属をお願いできればと思います。

それではお願いいたします。

【質疑 なし】

それでは、質問につきましては5月15日まで適宜受け付けさせていただきたいと思っておりますので、もし今日無いようございまして、後日疑義等が生じましたら5月15日までにご連絡いただければと思います。

それでは、ご質問無いようございましたら以上をもちまして、「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業」の入札説明会を終了させていただきます。

皆さま、ありがとうございました。